

## ご旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

### 1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は一般社団法人信州須坂観光協会（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は各パンフレットに記載されている条件のほか、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

### 2 お申込み条件・参加条件

- (1) お申込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金または旅行代金の全額のお支払いが必要です（2つが揃った時点で正式なお申込みとなります）
- (2) 電話、郵便、FAX、インターネット等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要となります。
- (3) a. 身体に障害をお持ちの方 b. 健康を害している方 c. 妊娠中の方 d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。なおお客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な処置に要する費用はお客様の負担とします。
- (4) お申込み時に18歳未満の方は親権者の同意書が必要となります。
- (5) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明したとき、お客様が当社に対し暴力的又は不当な要求行為や取引に関し脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき、又は、お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行ったときは、参加をお断りすることがあります。

### 3 旅行代金

- (1) 旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人及び子供一名様の代金です。
- (2) 子供代金の記載がある場合、旅行開始時に満6歳以上12歳未満のお子様に応用いたします。

### 4 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊
- (2) ガイドが同行する場合のガイド料
- (3) その他ホームページ、チラシ等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの  
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

### 5 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示致します。
- (1) 希望者のみが参加するオプションツアーの料金
  - (2) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費
  - (3) 特別な配慮・処置に要した費用

### 6 追加代金

- (1) 追加代金とは、①宿泊ホテル・旅館指定の選択②1人部屋追加代金、③延泊による宿泊代金、④平日・休前日の選択により追加する代金をいいます。

### 7 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は追加旅行代金を含めた代金をいいます。

### 8 旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数でお申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

### 9 取消料がかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

- (1) 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。取消の連絡は旅行のお申込みを受けた当社の営業時間内のみお受けします

取消料（解除の時期と取消料の内容）

旅行開始日の21日前にあたる日まで	無料
旅行開始日の20日前から8日前にあたる日まで（日帰り旅行の場合は10日前から）	旅行代金の20%
旅行開始の7日前から2日前にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

### 10 取消料がかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません（一部例示）

- (1) 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
  - ①旅行開始日又は終了日の変更
  - ②入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
  - ③運送機関の種類又は会社名の変更
  - ④運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
  - ⑤宿泊機関の種類又は名称の変更
  - ⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- (2) 旅行代金が増減された場合
- (3) 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合
- (4) 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実

施が不可能となったとき

## 11 当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

- (1) 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- (2) 申込条件の不適合
- (3) 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

## 12 当社の責任

当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## 13 特別保証

当社はお客様が急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体にまたは手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数が3日以上になったときは1万円~5万円、携行品に係る損害補償金(お客様1名につき15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。

ただし、日程表において当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「旅行参加中」とはいたしません。

## 14 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に6の追加代金を加えた合計額です。

別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑦ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## 15 お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったとき、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供にその旨を申し出なければなりません。

## 16 お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、交替に要する手数料として所定の金額をお支払うことで交替することができます。

## 17 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合はその事情がなくなり次第ご通知ください)

## 18 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社は、旅行申込の際に提出されて申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

\*このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために(\*利用目的を具体的に記載)これを利用させていただきますことがあります。

なお、取得した個人情報は旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応します。

## 19 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

## 20 ご旅行条件の基準

この旅行条件は2025年7月28日を基準としています。

### <旅行企画・実施>

一般社団法人 信州須坂観光協会

長野県知事登録旅行業 第 地域—685号

〒382-0911 長野県須坂市大字須坂1295-1(駅前ソキビビル2F)

募集型企画旅行実施可能区域

長野市・高山村・小布施町・上田市・嬭恋村(群馬県)

TEL026-215-2225 FAX026-215-2226

E-mail info@suzaka-kankokyokai.jp

営業日・営業時間 9時~17時(年末年始を除く)

総合旅行業務取扱管理者 町井 昭彦